

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース

2022/1/17号 (No. 449)

=====

○ 法律・法規等

1. CNIPA、「国外専利代理機構による中国常駐代表機関の設立に関する管理弁法」を公表(国家知識産権網 2022年1月11日)
2. 海南省海口市、「知財権信用喪失行為の評価に関する暫定弁法」を公布(中国保護知識産権網 2022年1月11日)
3. 国の7部門が「金融商品ネット販売管理弁法」意見募集稿を公表(国家知識産権網 2021年12月31日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、知的財産権公共サービスの5カ年計画を公表(中国知識産権資訊網 2022年1月11日)
2. 「要素配置の市場化改革試点全体方案」が公表、知的財産権を重視(中国知識産権資訊網 2022年1月10日)
3. 全国知識産権局局長会議が北京で開催 今年の重点活動を決定(国家知識産権網 2022年1月7日)
4. 知財人材を100万人以上へ、CNIPAが5カ年計画を公表(国家知識産権網 2022年1月7日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 浙江・寧波市場監督管理局が研究機関と知財協力協定を締結(中国打撃侵權工作網 2022年1月11日)

【その他地域】

2. 湖北省知識産権局と司法庁が専利権侵害紛争の「行政裁決実施弁法」を共同発布(中国保護知識産権網 2022年1月12日)

○ 司法関連の動き

1. 専利関連事件の平均損害賠償、42万元から79万元へ 北京高裁が発表(中国保護知識産権網 2022年1月10日)
2. 深セン市4部門が知的財産権紛争解決の連携体制整備を推進(中国保護知識産権網 2022年1月7日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 国家知識産権局、北京冬季五輪に関連する特許・商標保護を強化(國務院新聞弁公室公式サイト 2022年1月12日)
2. 2021年、公安機関が知財侵害・模倣品関連の犯罪事件1万8000件摘発(中国打撃侵權工作網 2022年1月6日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 内モンゴルのレアアースハイテク産業開発区、昨年の専利登録が千件以上(中国保護知識産権網 2022年1月4日)

○ 統計関連

1. 2021年度の専利・商標質権融資総額、3000億元の大台を突破(中国政府網 2022年1月13日)
2. 2021年末時点の高価値特許の1万人当り保有件数が7.5件に(中国保護知識産権網 2022年1月12日)
3. 2021年の中国特許付与件数は69万6000件に(国家知識産権網 2022年1月7日)
4. 2020年、中国著作権産業の付加価値額が7兆5100億元(中国知識産権資訊網 2022年1月6日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. CNIPA、「国外専利代理機構による中国常駐代表機関の設立に関する管理弁法」を公表★★★

国家知識産権局（CNIPA）が1月7日、「国外専利代理機構による中国常駐代表機関の設立に関する管理弁法」を公表し、同日より施行した。

同「管理弁法」は4章17条からなり、国外の専利（特許、実用新案、意匠）代理機構が中国において、常駐代表機関を設立する場合の原則や条件、手続き、業務内容及び代理機構に対する管理方法を定めている。

「管理弁法」は、国外の専利代理機構が中国で常駐代表機関の設立を申請するには、▽国外で合法的に成立されている、▽実質的に特許代理業務を5年以上展開し、執業行為によって懲戒または行政処罰を受けたことがない、▽首席代表は完全な民事行為能力を備え、弁理士の資格を有し、特許代理の執業経験は3年以上あり、執業行為によって懲戒または行政処罰を受けたことがなく、犯罪によって刑事処罰を受けたことがない、▽本国では10名以上の特許弁理士を有する——という4つの条件を満たさなければならないとしている。

（出典：国家知識産権網 2022年1月11日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/11/art_75_172715.html

★★★2. 海南省海口市、「知財権信用喪失行為の評価に関する暫定弁法」を公布★★★

海南省・海口市市場監督管理局、市発展改革委員会、市農業農村局、市総合行政法執行局、市林業局はこのほど、「海口市知的財産権信用喪失行為の評価に関する暫定弁法」を共同で公布し、知的財産権（専利）分野における信用分類監督と信用喪失懲戒のメカニズムを構築し、同市の知的財産権保護レベルを高めようとしている。3月1日より施行し、有効期間は3年とする。

「弁法」は、知的財産権（専利）分野における重大な信用喪失行為について、▽専利権侵害を繰り返す行為、▽法律による執行を履行しない行為、▽専利代理における重大な違法行為、▽中国弁理士資格証書を借り出す行為、▽非正常な特許出願行為、▽虚偽の書類を提供する行為——の6つを定めた。

「弁法」は、知的財産権分野の信用体系の整備を加速させ、知的財産権分野の信用記録、情報収集、信用喪失評価、信用修復と信用喪失懲戒メカニズムを確立し、健全化することを提案した。知的財産権信用喪失・違法情報を海口市の信用情報共有プラットフォームに組み入れ、信用を基礎とする等級別分類監視管理の展開を推進するとしている。

（出典：中国保護知識産権網 2022年1月11日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zi/202201/1967562.html>

★★★3. 国の7部門が「金融商品ネット販売管理弁法」意見募集稿を公表★★★

2021年12月31日、中国人民銀行、中国工業・情報化部、中国銀行保険監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、国家インターネット情報弁公室、国家外為管理局、国家知識産権局が「金融商品ネット販売管理弁法（意見募集稿）」を公表し、一般向け意見募集を始めた。

意見募集の締切日は2022年1月31日。意見提出の方式は次の通り。

▽書簡 北京市西城区成方街32号 中国人民銀行金融市場司 〒100080

▽電子メール lzhaoming@pbc.gov.cn

▽FAX 010-66016421

（出典：国家知識産権網 2021年12月31日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/31/art_78_172541.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、知的財産権公共サービスの5カ年計画を公表★★★

国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、国内で初となる知的財産権公共サービスに関する5カ年計画、「知的財産権公共サービス『十四五』計画」を公表した。

同計画は、「知的財産権強国建設綱要（2021-2035年）及び「『十四五』国家知的財産権保護と運用計画」の中の知的財産権公共サービスに関する戦略的構想を細分化し、具体化したもので、第14次5カ年計画（2021～25年）期間の知的財産権公共サービス活動のロードマップを描いた。

「計画」は「十四五」期の知的財産権公共サービスの発展目標と主要指標を明確にし、▽知的財産権公共サービスシステムの整備▽情報化のインフラ整備▽公共サービス供給の強化▽公共サービス発展基礎の強化——という4つの観点から11の任務と4つの保障措置を掲げた。このほか、技術・イノベーションサポートセンター（TISC）と大学知的財産権情報サービスセンターなどの新規設立数、地方公共サービス機構のカバー率など、幅広い分野の目標値を盛り込んだ。

（出典：中国知識産権资讯网 2022年1月11日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=132629

★★★2. 「要素配置の市場化改革試点全体方案」が公表、知的財産権を重視★★★

國務院はこのほど、要素配置の市場化改革を推進するための政府公文、「要素配置の市場化改革試点に関する全体方案」を発表した。

「全体方案」は、資源配置における市場メカニズムの決定的な役割を十分に発揮し、要素のスムーズな移動を阻害する制度的要因の撤廃に力を入れ、要素配置の効率性を全面的に向上させ、要素市場の構築と経済の発展を促進するとしている。

知的財産権関連では、▽科学技術者のイノベーションの活力を引き出し、技術移転などの知的財産権の運営を奨励する▽技術と資本要素の融合的な発展を推進し、知的財産権担保融資の規模を拡大させ、研究開発成果の転化・移転を金融面から支援する——などの施策を打ち出した。

（出典：中国知識産権资讯网 2022年1月10日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=132612

★★★3. 全国知識産権局局長会議が北京で開催 今年の重点活動を決定★★★

1月6日、全国知識産権局局長会議が北京にメイン会場を置くテレビ電話会議の形式で開催された。会議では2021年の知的財産権活動が総括され、2022年の重点活動が決定された。

全国の知識産権局は今年、8つの重点活動を進める。それぞれ▽知的財産権強国建設綱要と「十四五」計画の徹底、▽知的財産権法制度と活動体制の整備推進、▽知的財産権創造の質の向上、▽知的財産権保護体制の健全化、▽知的財産権の転化・運用の促進、▽知的財産権サービスシステムの最適化、▽知的財産権に関する国際協力、競争の推進、▽良好な知的財産権環境の構築——である。

国家市場監督管理総局の張工局長、国家知識産権局の申長雨局長、甘紹寧副局長が会議で演説を行い、各省、自治区、直轄市の知的財産権管理機関の責任者がメイン会場と各地のサブ会場で会議に参加した。

（出典：国家知識産権網 2022年1月7日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_53_172628.html

★★★4. 知財人材を100万人以上へ、CNIPAが5カ年計画を発表★★★

国家知識産権局（CNIPA）がこのほど、知的財産権の人材育成に関する「『十四五』知的財産権人材計画」を発表した。

同計画は、第14次5カ年計画（2021～25年）期間において、▽業務能力の高い専門型知財人材、▽知的財産権の資本化と産業化を促進できる知財運用人材、▽テクノロジーやマネジメント、法律などのバックグラウンドを持つ複合型知財人材、▽国際的なビジョン、国際交流に関する豊富な経験、国際問題を処理する能力を備えたハイレベルな知財人材を育成する方針を明確にし、同時に人材構造のモデル転換と最適化を急ぐとした。

「計画」は2025年までに、知的財産権の人材を100万人以上、全国の執業専利代理師（弁理士）を4万人以上、国家レベルの知的財産権研修センターを30箇所以上にするなど、いくつかの具体的な目標を掲げて、知的財産権強国構想のニーズに合致する知的財産権人材システムを構築するとしている。

（出典：国家知識産権網 2022年1月7日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_75_172684.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 浙江・寧波市場監督管理局が研究機関と知財協力協定を締結★★★

1月6日、浙江省寧波市の市場監督管理局と中国科学院傘下の寧波材料技術・工程研究所が知的財産権に関する戦略的協力協定を締結した。双方は、知的財産権で優位を持つ「知的財産権強市」の早期実現を目指し、資源の整合と優位性の相互補完を通じて、知的財産権成果が現実的な生産力へ転化するよう共に促進していくこととしている。

協力協定によると、双方は、産業の全面的なモデル転換・グレードアップ、高価値な知的財産権の育成体制の最適化、知的財産権関連産業の育成強化プロジェクトの徹底、産学研協力と知的財産権転移転化の促進、協力交流メカニズムの整備などをめぐって踏み込んだ協力をを行う。

寧波の政府と研究機関が知的財産権に関して締結した協力協定は今回が初めてである。寧波は2018年、国により知的財産権運営サービス整備の重点都市に指定されて以降、知的財産権の創造・運用・保護・管理・サービスの水準は全面的に向上している。昨年の特許登録件数は7223件に達し、前年より52.51%増加した。

(出典：中国打撃侵権工作網 2022年1月11日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xwfb/gnxw/202201/369815.html>

【その他地域】

★★★2. 湖北省知識産権局と司法庁が専利権侵害紛争の「行政裁決実施弁法」を共同発布★★★

湖北省知識産権局と省司法庁が先日、「湖北省専利権侵害紛争行政裁決実施弁法」を共同で発布した。湖北省の知的財産権管理部門が同「弁法」の規定に基づいて、専利（特許、実用新案、意匠）関連紛争の行政裁決案件を扱うよう求めている。

「湖北省専利権侵害紛争行政裁決実施弁法」は、専利権侵害紛争の定義や立件要件、証拠調査の権限、検査鑑定規則、技術調査官、口頭審理、調停、執行、裁決などの手続きを規定している。これにより、専利権侵害に関わる行政裁決活動のさらなる規範化が期待されている。

通常の手続きの外、同「弁法」には、司法行政管理部門と知的財産権管理部門の実務を踏まえて、企業や権利者の注目が集まっている課題について、被請求人または第三者の追加、複雑な技術問題の鑑定、調停依頼と調停協定の司法確認などに関する新しい規定が盛り込まれている。

(出典：中国保護知識産権網 2022年1月12日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/dfhb/202201/1967607.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. 専利関連事件の平均損害賠償、42万元から79万元へ 北京高裁が発表★★★

このほど開催された北京市第15期人民代表大会第5回会議で、北京市高級人民法院の寇昉院長は2021年度の裁判所の活動について報告を行い、北京の裁判所が取り扱った専利関連事件の平均損害賠償額は42万元から79万元（1元は約18.0円）まで増加したと発表した。

寇院長によると、北京市の裁判所は昨年、全国初のスマート製品の音声指令に係る不正競争事件やビットコイン（BTC）のマイニング契約、プラットフォーム関連企業の「二者択一」独占事件などの新型事件を取り扱い、データ権利やデジタル財産権、個人情報保護に力を入れ、イノベーションの奨励とビジネス環境の最適化に向けて、さまざまな努力をしてきた。コア技術に対する知的財産権司法保護を強化し、知的財産権事件を7万6530件結審した。近年来、北京の裁判所が取り扱った専利関連事件の平均損害賠償額は42万元から79万元まで増加したという。

(出典：中国保護知識産権網 2022年1月10日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfgy/202201/1967529.html>

★★★2. 深セン市4部門が知的財産権紛争解決の連携体制整備を推進★★★

広東省深セン市の市場監督管理局、司法局、中級人民法院（裁判所）、深セン国際仲裁院がこのほど、「知的財産権紛争に係る訴訟、行政裁決、仲裁、調停活動の引き継ぎ体制の更なる整備に関する意見（試行）」を発表した。行政裁決、仲裁、調停などの様々な方式を融合させた知財紛争解決サービスを推進することとしている。

「意見」は、▽裁判所に対して、訴訟事件と非訟事件の分離・引継体制を改善すること、▽司法行政部門に対して、当事者の関係修復につながる非訟方式の活用を奨励すること、▽市場監督管理部門に対して、行政裁決に先立って調停を行うこと、▽深セン国際仲裁院に対して、当事者が和解や調停などの紛争解決方法を優先的に利用するよう導くことをそれぞれ求めている。

また、人民調停委員会による紛争調停活動の展開や多角化された紛争引継体制の革新、訴訟手続の簡素化などに関する内容が盛り込まれている。

(出典：中国保護知識産権網 2022年1月7日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202201/1967517.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 国家知識産権局、北京冬季五輪に関連する特許・商標保護を強化★★★

国務院新聞弁公室が12日に開いた記者発表会において、国家知識産権局（CNIPA）の報道官を務める胡文輝氏は、同局は北京冬季五輪組織委員会が提出したエンブレム、名称、略称、マスコット、スローガンなど63件の五輪標章を保護していると紹介した。

胡報道官によると、CNIPAは北京冬季五輪、冬季パラリンピックのエンブレムやトーチのデザインなどに対する特許・商標保護を強化し、五輪関連の知的財産権の全面的かつ立体的な保護を実現した。同時に、「五輪標章保護条例」の規定に基づき、すでに保護されている五輪標章の被許可者情報のスムーズな開示を促し、行政法執行を効果的に支えている。

CNIPAはまた、国家市場監督管理総局と共に「北京2022年冬季五輪・パラリンピック五輪標章知的財産権保護特別行動プラン」を通達し、全国的な特別行動を昨年10月から今年6月にかけて共同で実施するとした。

(出典：国務院新聞弁公室公式サイト 2022年1月12日)

<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbh/wqfbh/47673/47698/zy47702/Document/1718833/1718833.htm>

★★★2. 2021年、公安機関が知財侵害・模倣品関連の犯罪事件1万8000件摘発★★★

中国全国の公安機関が昨年、知的財産権侵害と模倣品製造販売を取り締まる「崑崙2021」特別行動を実施した。通年で1万8000件の刑事事件を摘発し、前年に比べて12%増加した。行政法執行部門から移送された犯罪の疑いがある事件は4700件を超え、同24%増加した。

公安機関は昨年以來、人々の関心が最も高い食品や薬品などの分野をめぐり、知財侵害犯罪の摘発に取り組んできた。著作権分野では映画の海賊版などに関わる560件余り、電子商取引分野ではネットショップやビジネス用のWeChat（微信）アカウント、ショートビデオ、ライブ配信などを利用した模倣品販売事件1300件余りを摘発したという。

(出典：中国打撃侵權工作網 2022年1月6日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202201/1967477.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 内モンゴルのレアアースハイテク産業開発区、昨年の専利登録が千件以上★★★

内モンゴル包頭市のレアアースハイテク産業開発区は昨年、専利（特許、実用新案、意匠）の登録件数は千件を突破し、質も著しく向上したことがわかった。

統計によると、2021年、レアアースハイテク区の入居企業による専利登録件数が前年比27.2%増の1140件であった。内訳は、特許が同61.6%増の118件、実用新案が1006件、意匠が16件となっている。1万人当たりの有効特許保有数は21.9件、有効専利保有数は3620件に達した。

レアアースという資源名を冠した中国唯一の国家級ハイテク産業開発区として、レアアースハイテク産業開発区は2021年、資源面での独自の強みと先進的な科学研究資源を基盤として、高価値特許を積極的に育成するとともに、知的財産権の運用を促進してきた。

(出典：中国保護知識産権網 2022年1月4日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qy/kjcx/202201/1967420.html>

○ 統計関連

★★★1. 2021年度の専利・商標質権融資総額、3000億元の大台を突破★★★

国家知識産権局（CNIPA）副局長兼弁公室主任の胡文輝氏は1月12日に開かれた国務院新聞弁公室の記者発表会で、2021年の知的財産権運用効果として、専利（特許・実用新案・意匠）と商標の質権融資総額は3000億元（1元は約18円）の大台を突破したことを明らかにした。

統計によると、2021年に国家知識産権局に登録された、専利と商標の質権担保融資総額は3098億元に、質権設定プロジェクト数は1万7000件に、利用企業数は1万5000社にそれぞれ達し、いずれも

前年比約 42%伸びた。そのうち、融資額が 1000 万元以下の普及型融資の利用企業数は 1 万 1000 社を超え、全体の 71.8%を占めている。

(出典：中国政府網 2022 年 1 月 13 日)

http://www.gov.cn/shuju/2022-01/13/content_5667937.htm

★★★2. 2021 年末時点の高価値特許の 1 万人当り保有件数が 7.5 件に★★★

中国の高価値特許の 1 万人当り保有件数が 2021 年末時点、7.5 件に達し、前年より 1.2 件増加した。国家知識産権局・戦略企画司の葛樹司長が 1 月 12 日の記者発表会で明らかにした。

葛司長によると、昨年、中国の高価値特許は規模が安定的に拡大し、その構造が一層改善された。具体的には 3 つの分野で成果を上げている。

戦略的な新興産業の特許が絶えず増加している。昨年末時点、中国の戦略的な新興産業の有効特許は 79 万 2000 件に達し、2020 年末に比べて 11 万 4000 件増加した。

維持期間が長い有効特許が急増している。昨年末時点、維持期間が 10 年を超える有効特許が前年比 27.7%増の 32 万 3000 件に達し、全体に占める比率が 11.9%であった。

イノベーション主体による海外出願能力が向上している。昨年末時点、海外にパテントファミリーを持つ有効特許が 8 万 3000 件、前年比 21.8%増加し、保有者の 9 割を企業が占めた。

(出典：中国保護知識産権網 2022 年 1 月 12 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202201/1967614.html>

★★★3. 2021 年の中国特許付与件数は 69 万 6000 件に★★★

1 月 6 日にテレビ会議の形で行われた全国知識産権局局長会議で明らかになったところによると、中国の昨年の特許付与件数は 69 万 6000 件、実用新案付与件数は 312 万件、意匠付与件数は 78 万 6000 件だった。

国家知識産権局の申長雨局長は報告の中で、「昨年、中国の知的財産指標は質と量が共に向上する傾向を示している」と指摘した。

昨年、中国国内（香港、マカオ、台湾を除く）の 1 万人あたり高価値特許保有件数は 7.5 件に達し、特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願の受理件数は 7 万 3000 件となっている。商標の新規登録件数は 773 万 9000 件、マドリッド・プロトコルによる国際登録出願件数は 5928 件、新たに承認された地理的表示（GI）証明商標、団体商標は 477 件あった。審査の面では、高価値特許の平均審査期間は 13.3 月に、特許の平均審査期間は 18.5 月に、商標登録の平均審査期間は 4.5 月にそれぞれ短縮された。

(出典：国家知識産権網 2022 年 1 月 7 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_53_172646.html

★★★4. 2020 年、中国著作権産業の付加価値額が 7 兆 5100 億元★★★

中国新聞出版研究院がこのほど、「2020 年中国著作権産業の経済貢献」に関する調査研究報告書を発表した。同報告書によると、2020 年の中国著作権産業の付加価値額は 7 兆 5100 億元（1 元は約 18.0 円）で、前年比で 2.58%増加した。

「第 13 次五カ年計画」期間中、国家版權局と地方の著作権行政部門は、法律・政策・行政などの手段を総合的に利用し、中国著作権産業の質の高い発展を推進してきた。報告書の調査結果によると、2016 年から 2020 年までの間に、中国著作権産業の付加価値は 5 兆 4600 億元から 7 兆 5100 億元に増加し、産業規模は 38%拡大した。国民経済への貢献を見ると、中国著作権産業の GDP に占める割合は 2016 年の 7.33%から 2020 年の 7.39%へと着実に上昇している。2020 年、中国の核心的著作権産業の付加価値額は前年同期比 3.5%増の 4 兆 7500 億元となり、著作権産業全体に占める割合は 63%に達した。

(出典：中国知識産権资讯网 2022 年 1 月 6 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=132564

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト : <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。) により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved